

著作権分科会基本政策小委員会 御中

放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化について

一般社団法人日本美術著作権連合

下記の通り意見を述べさせていただきます。

1. 集中管理・放送事業者との契約の実態について

美術の作品については、事前に許諾申請を受け、申請内容に応じて諾否と使用料の回答をします。その際、全国放送や地方放送の区別、再放送の予定の有無等についても併せて使用申請していただきます。従って通常は、放送は許諾するが、同時配信は許諾しないということは考え難いことです。

2. 放送事業者からの要望事項に対する意見について

① 放送のみに許される権利制限等の同時配信等への適用

当連合としましては、特に反対はいたしません。

② 借用素材の権利処理の円滑化

番組制作にあたり個々に著作物の利用許諾を受けるのは当然だと考えます。その上で、同時配信等についても許諾を受けることができるのですから、美術の著作物等についてはこれ以上権利処理を円滑化すべき事項はありません。

以上です。